

日病薬発第21-210号
医療薬学発第21-47号
平成21年10月28日

会員各位

社団法人 日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也
一般社団法人 日本医療薬学会
会頭 北田 光一

医療法上広告可能ながん専門薬剤師制度の創設を目指して

平素より社団法人日本病院薬剤師会、一般社団法人日本医療薬学会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。

日本病院薬剤師会では、平成18年度より「がん専門薬剤師制度」を創設し、重要な事業の一つとして位置づけがん専門薬剤師養成を進めてきました。その後日本医療薬学会の法人格取得をきっかけとして、この専門性資格を医療法上広告可能とする方策について、日本病院薬剤師会と日本医療薬学会が協議・検討をしてまいりました。

この度、日本医療薬学会が医療法上の要件を満たす「がん専門薬剤師認定制度」設計の見通しがたちましたので、日本病院薬剤師会のがん専門薬剤師制度を医療薬学会に移管することといたしました。今後、日本医療薬学会は、広告可能に向けて申請活動を行ってまいります。

広告可能ながん専門薬剤師制度創設に向けた情報提供は本日以降日本病院薬剤師会、日本医療薬学会のホームページにて実施いたします。

なにとぞ、本制度の移管につきましてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

がん専門薬剤師制度移管にかかる検討の経緯

＜日病薬＞

＜医療薬学会＞

日病薬が専門薬剤師認定制度の移管検討を依頼し(2/18)、医療薬学会が移管検討を承認し(3/27)、第1回(6/20)・第2回(7/24)にがん専門薬剤師認定制度移管の合同協議を開催。

- 1, 日病薬の専門薬剤師認定制度を日本医療薬学会に順次移管を検討する。
まず、がん専門薬剤師部門について移管する。
- 2, 平成22年4月から広告可能な専門薬剤師認定制度とするために、平成21年11月を目途に日本医療薬学会に移管する。

7/25:理事会

- ・がん専門薬剤師認定事業移管の基本合意
- ・今年度以降のがん専門薬剤師認定事業
(試験・認定申請)中止の基本合意

8/21:理事会

- 広告可能ながん専門薬剤師認定制度を発足し、
2010年4月の広告化を目指すことを承認
…理事会の承認を受けて、規程案を作成

9/15:第3回合同協議(最終案)

- 1, 平成21年11月1日を目処に日本病院薬剤師会がん専門薬剤師制度を日本医療薬学会に移管する。
- 2, 日本医療薬学会は、がん専門薬剤師制度の移管にあたっては日本病院薬剤師会が認定したがん専門薬剤師・がん薬物療法認定薬剤師が円滑に日本医療薬学会がん専門薬剤師に移行できるよう、5年間の暫定的措置を設ける。
- 3, 日本病院薬剤師会がん専門薬剤師認定制度は平成21年度の試験に基づいて行う直近の認定をもって終了する。
- 4, 平成21年度日本病院薬剤師会がん専門薬剤師認定試験日を3月7日へ延期する。

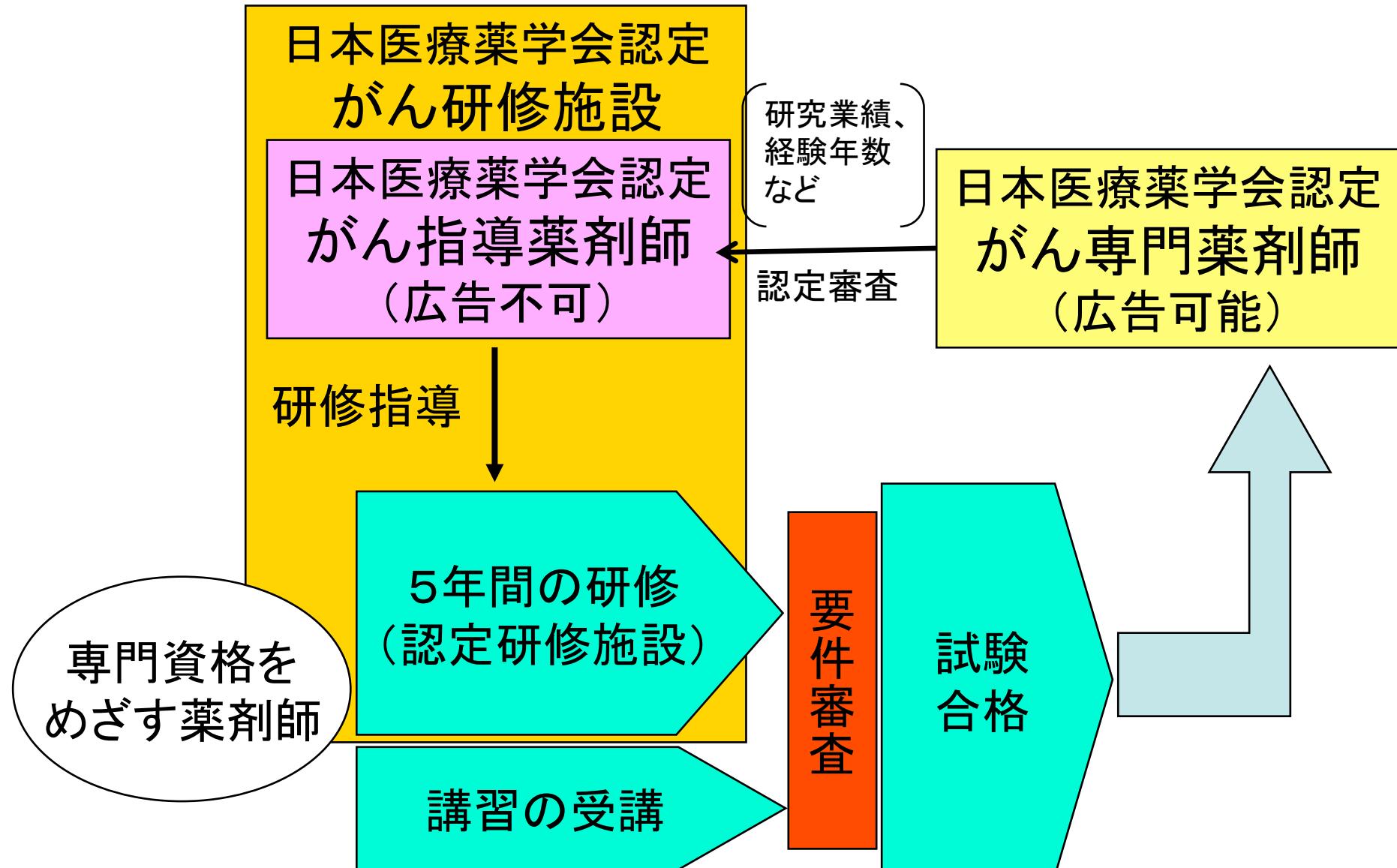
10/4:臨時理事会

第3回合同協議の内容について承認

新がん専門薬剤師制度のポイント

- ・薬剤師に係る資格として初めて医療法上広告が可能となる資格
- ・研究業績ではなく、臨床能力を重視
- ・認定研修施設における5年間の研修が必須
- ・病院薬剤師に加えて、保険薬局や大学に勤務する薬剤師にも道を開く

日本医療薬学会認定（新）がん専門薬剤師制度のイメージ



日本医療薬学会がん専門薬剤師認定基準

以下の全てを満たす者を日本医療薬学会がん専門薬剤師として認定する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 日本医療薬学会の会員であること。
- (4) 日本医療薬学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (5) 日本医療薬学会が認定する研修施設において、日本医療薬学会の定めた研修カリキュラムに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。
- (6) 日本医療薬学会が認定するがん領域の講習会を50単位以上履修したこと。
- (7) がん患者への薬剤管理指導の実績50症例(3臓器・領域以上の癌種)を提出すること。
- (8) 日本医療薬学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること。

主な補則

- ・要件(5)の5年以上の研修歴に関しては、研修施設の日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会指導薬剤師による研修修了証明書を提出すること。
- ・要件(6)については申請時点から遡って過去5年間に50単位を履修すること。
- ・要件(7)の薬剤管理指導実績は、過去5年間に自ら担当した患者のうち50症例の要約を提出する。それぞれの臓器・領域について5症例以上含めることとし、且つ消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上を含むこと。

薬剤管理指導実績の要約は、がん治療に関する薬学的介入あるいは薬学的ケアの内容を記載することとし、抗がん剤治療、支持療法、緩和医療を含むがん薬物療法全般にわたる実績が含まれねばならない。

日本医療薬学会がん指導薬剤師認定基準

- (1) 日本医療薬学会がん専門薬剤師として5年以上の活動実績を有すること。
- (2) 5年間連續して日本医療薬学会の会員であること。
- (3) がん領域の学会の会員であること。
- (4) 査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にがん領域に関する学術論文が3編以上(うち、少なくとも1編は筆頭著者)、国際学会あるいは全国規模の学会においてがん領域に関する学会発表が3回以上(うち、少なくとも1回は発表者)の全てを満たしていること。

注)2020年度以降の新規認定については要件(4)を下記に変更する。

- ①医療薬学に関する学術論文10編以上(うち、がん領域に関する学術論文が3編以上で且つ少なくとも1編は筆頭著者)。
- ②医療薬学に関する学会発表10回以上(うち、がん領域に関する学会発表が3回以上で且つ少なくとも1回は発表者)。

日本医療薬学会がん専門薬剤師研修施設の認定基準

- ・ 日本医療薬学会がん指導薬剤師あるいは日本医療薬学会認定指導薬剤師 1名以上の常勤
- ・ 悪性腫瘍患者に対する入院および外来診療の実施
- ・ 年間がん薬物療法を50例以上実施
- ・ がん薬物療法レジメンの審査・登録体制
- ・ 薬剤師による抗がん剤処方鑑査(注射、内服)の実施
- ・ 薬剤師による抗がん剤混合調製の実施
- ・ 悪性腫瘍患者に対する薬剤管理指導業務の実施
- ・ 緩和医療の実施

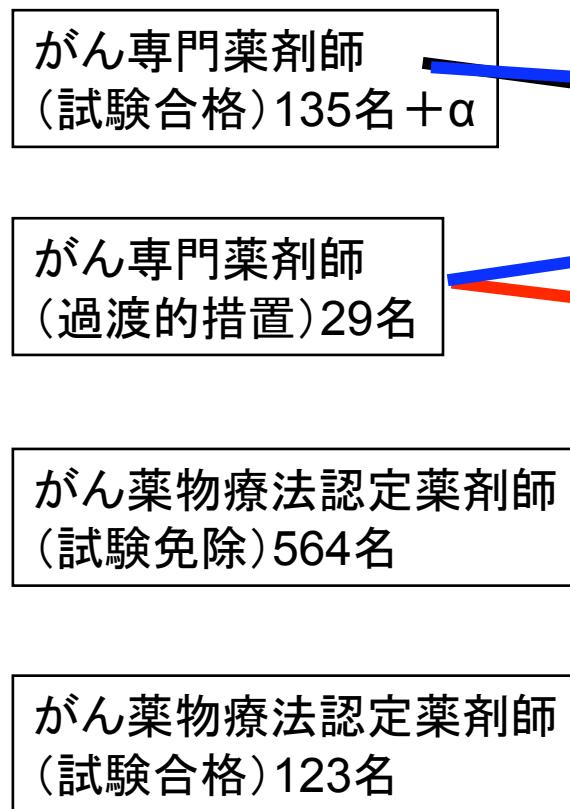
日本医療薬学会がん専門薬剤師養成研修コアカリキュラム

到達目標

- I. がん医療における薬剤師の役割を理解し、医師、看護師、その他の医療従事者と良好な意思疎通を図り、医療チームに参画すること。
- II. 患者にとって最適ながん薬物療法を提供するため、個々の患者の状態を的確に把握し、副作用や治療効果をモニタリングする。さらに、治療レジメンや支持療法の提案など、医療チームに貢献すること。
- III. 抗がん剤処方の鑑査、注射用抗がん剤の混合調製、内服抗がん剤の調剤を正確かつ安全に遂行する技術と知識を会得すること。さらに、がん薬物療法の安全確保対策を立案し、医療スタッフへの指導・周知を行うこと。
- IV. 患者および医療スタッフからの薬物療法に関する相談に適切に対応できること。
- V. 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドライン等を、国内外のデータベースや文献情報から得る方法を習得すること。そして、がん薬物療法に関する論文を読みこなし評価する能力を獲得すること。
- VI. 態度としては、日進月歩のがん医療の最新知識と技術を常に学びつつ、患者がより有効かつ安全な薬物療法の恩恵を受けることができるよう、がん薬物療法の向上に継続的に努力する心構えと姿勢を身につけること。

経過措置期間(5年間)における対応

日病薬



日本医療薬学会

新規の
認定申請者

日病薬・医療薬学会資料1(平成21年10月28日)

日病薬のがん専門・認定薬剤師から
新制度専門薬剤師への移行イメージ

日本病院薬剤師会 がん専門薬剤師部門事業について

がん専門薬剤師認定制度

平成21年度認定後、廃止
最終試験：平成22年3月7日
最終認定：平成22年5月予定

がん薬物療法認定薬剤師認定制度→継続

3ヵ月研修・集中教育講座→継続

移管に伴う日本病院薬剤師会がん専門薬剤師事業の整理

日本病院薬剤師会 がん専門薬剤師事業	移管後の運用
がん専門薬剤師制度	日本医療薬学会に移管する
がん専門薬剤師認定試験	平成21年度の試験は行い廃止する (最終試験)
がん専門薬剤師認定制度 (新規認定)	平成21年度の認定は行い廃止する (最終認定)
がん専門薬剤師認定制度 (更新認定)	廃止する(平成21年度の認定を以て 制度を廃するため)
がん専門薬剤師3ヶ月研修	継続する
がん専門薬剤師集中教育講座	継続する
がん専門薬剤師研修施設認定	継続する
がん薬物療法認定薬剤師試験	継続する
がん薬物療法認定薬剤師試験 (新規認定)	継続する
がん薬物療法認定薬剤師試験 (更新認定)	継続する

がん専門薬剤師移管に関するスケジュール

